（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令の一部改正）

第五条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（国民年金法の死亡に係る給付の裁定の請求の特例）	（国民年金法の死亡に係る給付の裁定の請求の特例）
第四十三条　（略）	**第四十三条**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）第二十二条の規定により行う国民年金基金が支給する死亡に関する一時金の裁定の請求は、国民年金基金の加入員又は加入員であった者が法第九十九条に規定する状態に該当するものであるときは、国民年金基金規則第二十二条第二項第二号に掲げる書類に代えて、加入員又は加入員であった者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。	４　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）第二十二条の規定により行う国民年金基金が支給する死亡に関する一時金の裁定の請求は、国民年金基金の加入員又は加入員であった者が法第九十九条に規定する状態に該当するものであるときは、国民年金基金規則第二十二条第二項第三号に掲げる書類に代えて、加入員又は加入員であった者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
５　前項の規定は、国民年金基金規則第六十三条の規定により行う国民年金基金連合会が支給する死亡を支給事由とする一時金の裁定の請求について準用する。この場合において、同項中「国民年金基金の加入員又は加入員であった者」とあるのは「国民年金基金連合会が死亡を支給事由とする一時金の支給に関する義務を負っている中途脱退者又は解散基金加入員（以下この条において「中途脱退者等」という。）」と、「第二十二条第二項第二号」とあるのは「第六十三条において準用する第二十二条第二項第二号」と、「加入員又は加入員であった者」とあるのは「中途脱退者等」と読み替えるものとする。	５　前項の規定は、国民年金基金規則第六十三条の規定により行う国民年金基金連合会が支給する死亡を支給事由とする一時金の裁定の請求について準用する。この場合において、同項中「国民年金基金の加入員又は加入員であった者」とあるのは「国民年金基金連合会が死亡を支給事由とする一時金の支給に関する義務を負っている中途脱退者又は解散基金加入員（以下この条において「中途脱退者等」という。）」と、「第二十二条第二項第三号」とあるのは「第六十三条において準用する第二十二条第二項第三号」と、「加入員又は加入員であった者」とあるのは「中途脱退者等」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

○農林水産省令第四十五号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十一条第三項、第十九条第二項及び第二十条第三項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第八十八条第二項及び第九十二条第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（災害総合対策室並びに管理官、地方企画調整官、災害対策調整官及び原子力災害対策専門官）	（災害総合対策室並びに管理官、地方企画調整官、災害対策調整官及び原子力災害対策専門官）
第七条　（略）	**第七条**　（略）
２　災害総合対策室は、農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。	２　災害総合対策室は、農林水産省の所管事務に係る災害対策に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。
３～７　（略）	３～７　（略）